

新設分割に係る事前開示書類

(会社法第803条および会社法施行規則第205条に基づく書面)

2020年1月28日

小田急電鉄株式会社

2020年1月28日

新設分割に係る事前開示書類

東京都渋谷区代々木二丁目28番12号
小田急電鉄株式会社
代表取締役 星野 晃司

当社は、2019年12月20日付で作成した新設分割計画書に基づき、2020年4月1日付で新設する株式会社小田急SCディベロップメント（以下「新設分割設立会社」といいます）に対し、当社の商業施設運営事業に関する権利義務を承継させる新設分割を行うことといたしました。つきましては、当社は新設分割会社として、会社法第803条および会社法施行規則第205条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1 新設分割計画の内容

2019年12月20日付新設分割計画書は、別紙のとおりです。

2 新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項

(1) 交付する株式数

本新設分割に際し、新設分割設立会社は、当社に対し普通株式1,000株を発行します。当該株式数については、当社が新設分割設立会社の全株式を取得するため任意に定められることができると考えられるところ、新設分割設立会社による管理の効率性を考慮し、相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額

新設分割設立会社の資本金および準備金については、本新設分割により新設分割設立会社に承継させる資産および負債の額、今後の事業活動等を考慮した上で、機動的な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

3 会社法第763条第1項第12号に関する事項

該当事項はありません。

4 新設分割会社の新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項

当社は新株予約権を発行しておりません。

5 他の新設分割会社に関する事項

当社単独による新設分割のため該当事項はありません。

6 新設分割会社の最終事業年度末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容

(1) 無担保社債の発行について

2019年3月27日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり無担保社債を発行しました。

① 第83回無担保社債

ア	発行総額	金100億円
イ	発行利率	年0.209%
ウ	払込期日	2019年6月20日
エ	償還期限	2029年6月20日
オ	資金使途	設備資金及び社債償還資金

② 第84回無担保社債

ア	発行総額	金200億円
イ	発行利率	年0.608%
ウ	払込期日	2019年6月20日
エ	償還期限	2039年6月20日
オ	資金使途	設備資金及び社債償還資金

③ 第85回無担保社債

ア	発行総額	金100億円
イ	発行利率	年0.10%
ウ	払込期日	2019年7月31日
エ	償還期限	2022年7月25日
オ	資金使途	設備資金

④ 第86回無担保社債

ア	発行総額	金150億円
イ	発行利率	年0.858%
ウ	払込期日	2019年12月5日
エ	償還期限	2049年12月3日
オ	資金使途	設備資金及び社債償還資金

(2) 株式交換による江ノ島電鉄㈱の完全子会社化

2019年4月26日開催の取締役会において、当社の連結子会社である江ノ島電鉄㈱（以下「江ノ島電鉄」という。）との間で、当社を株式交換完全親会社、江ノ島電鉄を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施することを決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）を締結しました。本株式交換は2019年10月1日に実施され、江ノ島電鉄は当社の完全子会社となりました。

① 本株式交換の目的

小田急グループは、本株式交換により、経営の一体化による長期的な視野に

立った戦略立案と迅速な意思決定、施策の推進を通じて、江ノ島電鉄および江の島・鎌倉エリアの持続的な成長を図るとともに、グループの企業価値向上を図っていきます。

② 本株式交換の要旨

ア 本株式交換の日程

本株式交換契約締結に係る取締役会決議日	(当社)	2019年4月26日
本株式交換契約締結日	(両社)	2019年4月26日
本株式交換契約承認定時株主総会開催日	(江ノ島電鉄)	2019年6月27日
本株式交換の実施日	(両社)	2019年10月1日

イ 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、江ノ島電鉄を株式交換完全子会社とする株式交換を実施しました。

本株式交換は、当社については会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、江ノ島電鉄については、2019年6月27日に開催された定時株主総会で得た本株式交換契約の承認に基づき、2019年10月1日を効力発生日として実施されました。

ウ 本株式交換に係る割り当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	江ノ島電鉄 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1.2

(注) 1 江ノ島電鉄株式1株に対して当社株式1.2株を割当交付しました。ただし、当社が保有する江ノ島電鉄の普通株式3,353,289株については、本株式交換による株式の割り当ては行っていません。

2 当社は、本株式交換に際して、当社の普通株式3,176,053株を割当交付しました。また、交付する株式は、全て当社の保有する自己株式を充当しました。

③ 本株式交換に係る割り当ての内容の根拠等

当社および江ノ島電鉄は、本株式交換に用いられる株式の割当比率(以下「本株式交換比率」という。)の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は、みずほ証券㈱を、江ノ島電鉄は、㈱AGSコンサルティングを、それぞれ第三者算定機関として選定しました。

当社および江ノ島電鉄は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案したうえで、両社間で株式交換比率について協議・検討を重ねてきました。その結果、本株式交換比率は妥当であるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、当社および江ノ島電鉄の取締役会の決議に基づき、株式交換契約を締結しました。

④ 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日) および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理します。

(3) 台風19号による被害の発生

2019年10月12日に上陸した台風19号により、連結子会社である箱根登山鉄道株式会社における道床流出・法面崩壊等の被害が発生しました。このため、箱根登山鉄道では現在も一部区間(箱根湯本駅～強羅駅間)で運転を見合わせています。復旧は2020年秋頃を予定していますが、運休区間における代行バスの運行等により周遊ルートを確認しています。なお、今後発生する復旧費用等の金額については算定中です。

7 分割後の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社

当社の2019年3月末現在の貸借対照表における資産の額は1,130,260百万円、負債の額は806,214百万円であります。

本分割により、当社が新設分割設立会社に対して移転する資産の額は34,513百万円、負債の額は25,731百万円となる見込みであり、本新設分割後においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。また、当社から新設分割設立会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものといたします。

今後の当社の収益状況においても、当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上より、当社の負担すべき債務については、履行の見込みがあると判断しております。

(2) 新設分割設立会社

本分割により、新設分割設立会社が当社から承継する資産の額は34,513百万円、負債の額は25,731百万円となる見込みであり、本新設分割後においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。

今後の新設分割設立会社の収益状況においても、当社から承継する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上より、本新設分割により当社が新設分割設立会社に承継させる債務については、履行の見込みがあると判断しております。

8 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の事項を直ちに開示いたします。

以 上

別紙

新設分割計画書（写）



新設分割計画書

小田急電鉄株式会社（以下「当社」という。）は、当社の商業施設運営事業（以下「本事業」という。）を新たに設立する株式会社小田急ＳＣディベロップメント（以下「新設会社」という。）に承継させるため新設分割（以下「本新設分割」という。）を行うこととし、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

（新設分割）

第１条 当社は、本事業に関する権利義務を新設会社に承継させるため、会社法（平成１７年法律第８６号）に定める方法により、本新設分割を行う。

（新設会社の定款記載事項）

第２条 新設会社の目的、商号および発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙１のとおりとする。

２ 新設会社の本店所在地は、東京都新宿区西新宿一丁目８番３号とする。

（新設会社の設立時役員の氏名）

第３条 新設会社の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時取締役	下岡 祥彦、黒田 聡、中島 良和
設立時代表取締役	下岡 祥彦
設立時監査役	水吉 英雄
設立時会計監査人	EY 新日本有限責任監査法人

（承継する権利義務）

第４条 当社は、本事業に関する資産、負債、その他権利義務（その詳細は別紙２に定める。）を、第７条に定める成立日において新設会社に移転し、新設会社はこれを承継する。

２ 当社から新設会社に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

（本新設分割に際して発行する株式）

第５条 新設会社は、本新設分割に際して普通株式１，０００株を発行し、その全てを当社に割り当てる。

（新設会社の資本金および準備金）

第６条 新設会社の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

資本金	金１００，０００，０００円
資本準備金	金０円
利益準備金	金０円

(新設分割設立会社の成立の日)

第7条 新設会社の成立の日（以下「成立日」という。）は、2020年4月1日とする。ただし、当社は手続の進行に応じて必要があるときは、成立日を変更することができる。

(簡易分割)

第8条 当社は、会社法第805条の規定により、本計画に関する株主総会の承認決議を得ずに本新設分割を行うこととする。

(競業避止義務)

第9条 当社は、新設会社が承継する本事業について、競業避止義務を負わないものとする。

(本計画の変更等)

第10条 当社は、本計画作成後成立日に至るまで、天災地変その他の事由により当社の財政状態または経営状態に重大な変更が生じた場合その他本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、または本新設分割を中止することができるものとする。

(本計画の効力)

第11条 本計画は、本新設分割の実行のために必要となる関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

(本計画に定めのない事項)

第12条 本計画に定める事項の他、本新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い決定する。

2019年12月20日

東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

小田急電鉄株式会社

代表取締役 星 野 晃 司



別紙1

株式会社小田急SCディベロップメント 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 本会社は、株式会社小田急SCディベロップメントと称する。

英文では、Odakyu Shopping Center Development Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 不動産の賃貸借、管理、仲介、売買に関する事業
- 2 商業施設の運営請負
- 3 商業施設の企画立案およびコンサルティング業務
- 4 都市開発・地域開発に関する調査、立案、設計、助言
- 5 駐車場の経営
- 6 建築、設備および土木工事の設計、施工、監理、請負
- 7 娯楽、スポーツ施設および教養に関する教育施設の経営
- 8 食料品、衣料品、日用品雑貨および園芸品の販売
- 9 食堂、飲食店の経営
- 10 宣伝・広告代理業
- 11 前各号の目的の達成に関連がある一切の業務

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

第4条 本会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 本会社の発行可能株式総数は、4,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 本会社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 本会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規則)

第8条 本会社の株式に関する手続きおよび取扱いについては、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会にて定める株式取扱規則による。

(基準日)

第9条 本会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、本定款に別段の定めのある場合を除き、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 本会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い他の取締役が招集し、議長となる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第13条 株主が代理人により議決権を行使しようとするときは、その代理人は議決権を有する株主で1名に限る。この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに本会社に委任状を提出して、代理権を証明することを要する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第14条 本会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第15条 本会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第16条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

第18条 取締役会に関する事項は、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役会招集の通知)

第19条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第20条 本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の可決の決議があったものとみなす。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の設置)

第23条 本会社は、監査役を置く。

(監査役の員数)

第24条 本会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第25条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を

有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第27条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第28条 本会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第29条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第30条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第31条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第32条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第33条 本会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(期末配当金等の除斥期間)

第34条 期末配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金には利息を付けない。

第8章 附 則

(設立に際して発行する株式の総数)

第35条 本会社の設立に際して発行する株式の総数は、次のとおりである。

発行する株式の総数 普通株式 1,000株

(成立後の資本金)

第36条 本会社の成立後の資本金の額は、金1億円とし、資本準備金は0円とする。

(最初の事業年度)

第37条 本会社の最初の事業年度は、会社成立の日から2021年3月31日までとする。

(設立時取締役等)

第38条 本会社の設立時取締役、設立時代表取締役および設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役 下岡 祥彦

設立時取締役 黒田 聡

設立時取締役 中島 良和

設立時代表取締役 下岡 祥彦

設立時監査役 水吉 英雄

設立時会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人

(会社法およびその他の法令の適用)

第39条 本定款に規定の無い事項は、すべて会社法および会社法の施行に伴う関係法律に
関する法律その他の法令によるものとする。

以 上

制 定 2020年4月1日

別紙2

承継する資産、負債および権利義務の明細

当社より新設会社に承継される資産、負債および権利義務は、成立日において当社が本事業に関して有する以下の資産、負債および権利義務とする。

なお、資産および負債の評価は、2019年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに成立日前日までの増減を加味したうえで確定する。

1 資産

(1) 流動資産

本事業に係る前払費用（賃借料）

ただし、成立日までに当社が定めるものを除く。

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本事業に係る建物、建物付帯設備、工具・器具・備品等

ただし、主たる躯体構造・基幹設備に関するものおよび成立日までに当社が定めるものを除く。

② 無形固定資産

本事業に係るソフトウェア、電話施設利用権

ただし、成立日までに当社が定めるものを除く。

③ 差入敷金・差入保証金

本事業に係る差入敷金・差入保証金

ただし、成立日までに当社が定めるものを除く。

2 負債

(1) 流動負債

本事業に係る預り金（諸口、賃貸契約解約物件）、前受収益（賃貸料）

ただし、成立日までに当社が定めるものを除く。

(2) 固定負債

本事業に係る敷金

3 権利義務

(1) 契約

本事業に係る賃貸借契約、取引基本契約、売買契約、業務委託契約、リース契約その他本事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務

ただし、本事業に従事する当社の従業員と当社との間の雇用契約および成立日までに当社が定めるものを除く。

(2) 知的財産

本事業に係る商標権、著作権

ただし、成立日までに当社が定めるものを除く。

(3) 許認可

本事業に係る許認可

ただし、成立日までに当社が定めるものを除く。

以 上

